

(2) 心臓、じん臓、呼吸器障害
特別項症から第二項症

(1) 腕下肢、体幹の障害（特別項症から第二項症）
(2) 心臓、じん臓、呼吸器障害
特別項症から第三項症

ください。
書を市選管委員会にお返し
ください。

ください。
事務局へお尋ねください。

一票の行使に責任を

「わたしの事前審査きびしいわよ」



<あなたの投票所は次のとおりです>

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2・3・4丁目	第13投票所	木根橋道場	木根橋
第2投票所	中央保育所	沢町1丁目、本町1丁目 栄町1・2・3・4・5丁目	第14投票所	小原分校	小原
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目 長山町1・2丁目	第15投票所	谷教会	谷
第4投票所	成器西小学校	昭和町1・2・3丁目、旭町1丁目	第16投票所	杉山分校	杉山
第5投票所	成器南幼稚園	片瀬、旭町2・3丁目 元町2・3丁目、立川町1・2丁目	第17投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第6投票所	芳野原分校	上芳野、芳野原	第18投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第7投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第19投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第8投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、壁倉、神野、経塚	第20投票所	北郷公民館	西妙金島、椿曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第9投票所	大矢谷公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原	第21投票所	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第10投票所	村岡公民館	郡町1・2・3丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、淨土寺、滝波町1・2・3・4・5丁目	第22投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、西瀧羽口、本郷、東瀧羽口、杉俣、志田、発坂、出村
第11投票所	柄神谷公民館	柄神谷、暮見、野向町薬師神谷	第23投票所	渥羽公民館	下荒井、ほう崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
第12投票所	北六呂師道場	中尾、北六呂師、河合			

投票日
…この日ばかりは雨がふってもヤリがふっても…



郵便で不在投票ができます

重度の身障者のかた

郵便による不在者投票の制度

は、自宅等で療養している（重度の障害のため）歩行できない人のために、設けられたものであります。

今回の総選挙を控え事前に一定の手続きをされて、あなたの権利を国政に反映させるために投票してください。

郵便による不在者投票のできる人

身体障害者手帳の交付を受けている人で、次に該当する人

戦傷病者手帳の交付を受けている人で、次に該当する人

心臓、じん臓、呼吸器障害（特別項症から第二項症）

心臓、じん臓、呼吸器障害（特別項症から第三項症）

郵便投票証明書の交付申請の方法について

郵便による在宅投票の請求手続きについて

郵便による不在者投票の請求手続きについて

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

郵便による不在者投票の方法について

- 次の理由がある人は不在者投票ができます。
- (1) 投票日の当日、自分の投票区以外のところで仕事に従事しなければならない場合。
 - (2) やむを得ない理由（例えば、新婚旅行）または、事故（例えば、旅行先での病気やけがなど）のため投票日に他の市町村に滞在している場合。
 - (3) 病気、負傷、妊娠、老衰あるいは、身体障害のため歩行が困難で、投票日に投票所へ行けない場合。

不在者投票する場合の注意

十月七日の投票日に一定の理

求手続きについて

選挙の期日前四日（十月三日午後五時）までに市選管委員会に対し、本人が署名の請求書（市選管事務局にあります）により、投票用紙および投票用封筒を請求してください。

市選管委員会は確認のうえ、直ちに、投票用紙および封筒を郵送いたします。

選挙公報、よく読みましょう

衆議院議員総選挙の選挙公報と最高裁判所裁判官国民審査の

結果を記載してあります。

審査公報をよく読みましょう

衆議院議員総選挙の選挙公報と最高裁判所裁判官国民審査の

結果を記載してあります。

審査公報は、投票日の二日前までに各家庭へ配布いたします。

公報がきたら有権者の皆さん

はよく読んで明るい選挙に役立ててください。

不在者投票の受付時間

衆議院議員総選挙の不在者投票受付は、九月十七日公示の日から投票日の前日、十一月六日までの十日間です。

月六日までです。

月六日までです。